

平成 26 (2014) 年 3 月 13 日

新 2・3 年生保護者の皆さまへ

大阪市立中島中学校
校長 井川 秀一

中学校給食（4月分）の申込みについて（お知らせ）

平素は本校の教育活動の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、平成 26 年 4 月から中学校新 2・3 年生の給食については、引き続き家庭弁当との選択制になります。申込方法・支払方法が変わりますが、詳細は本日配付した「中学校給食利用ガイド」をご覧ください。申込まれるご家庭は期日までに申込手続を済ませていただきたいと存じます。

記

1 4月分の申込方法

(1) インターネットで申込む（ユーザー ID とパスワードをご用意ください。）

【申込期間】 平成 26 年 3 月 18 日（火）～3 月 31 日（月）

※5 月以降の申込受付期間は、給食を開始する前月の 5 日～20 日です。

※ユーザー ID 等が不明な場合は、学校（副校長）までお問い合わせください。

(2) 給食申込書（紙様式）を学校に提出して申込む

【申込期間】 平成 26 年 3 月 18 日（火）～3 月 28 日（金）

※「給食申込書」は、裏面に印刷しているものを利用してください。

※5 月以降の申込受付期間は、給食を開始する前月の 5 日～18 日です。

※上記（1）（2）とも 5 月以降の給食を停止する場合は、インターネットで「申込停止」するか、「給食停止依頼書」を学校に提出してください。

2 給食費の支払

(1) 口座振替での支払

事前に預金口座振替依頼書に記載した預貯金口座から口座振替されます。

4 月・5 月分の給食費は、平成 26 年 5 月 12 日（月）に口座振替されます。

(2) 納付書での支払

毎月、学校から納付書をお渡ししますので、金融機関等で納入期限内にお支払ください。

※学校へ現金をお持ちいただくことはできません。

3 その他

- ・中学校給食の申込は 1 ヶ月単位で給食を開始する前月までに申込んでください。
- ・平成 26 年度からは、一度申込むと、申込停止手続きをされない限り、毎月給食が提供され、給食費をお支払いいただきます。
- ・生活保護世帯の方は、教育扶助費の対象となり、申込をすることで給食を食べることができます。
- ・就学援助費を適用していますが、支給額は給食費の 2 分の 1 の額になります。

年 月 日

学校長様

給食申込書

中学校給食を次のとおり、申込みます。

記

1 給食を開始する月とユーザーIDを記入してください。

開始月	ユーザーID(数字8ケタ)						
4月分	4	2	3	1			

2 給食を申込む生徒名等を記入してください。

学校名	学年	組	出席番号	生徒名(カナ)
中島中学校				

※インターネットを利用して申込まれる方は、ご提出の必要はありません。

※一度申込むと、申込停止手続きをされない限り、毎月給食が提供され、給食費をお支払いいただきます。

給食を食べるまで

はじめに

- ・給食を利用するためには必要なユーザーID・パスワードを記載した書類を、学校から受け取ります。
- ・「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」を提出します。

給食の申込 (前月5日～18日)

- 給食を開始する前月の期日までに1ヶ月単位で申込みます。申込方法は、①・②のどちらかになります。
- ① インターネット
(パソコン・携帯電話・スマートフォン)
②学校へ申込書を提出
※インターネットは前月20日まで申込可能

給食費のお知らせ

- 毎月の給食費と支払期日を記載した「学校給食費決定通知書」を学校から受け取ります。

給食費の支払 (当月10日頃)

- 事前に選択したA・Bどちらかの方法で給食費を支払います。
- A 預貯金口座からの口座振替
B 納付書による金融機関での納付

申込受付期間のご案内：平成26年4月分

【3月18日(火)～3月28日(金)】

平成26年5月分以降 【給食を開始する前月の5日～18日】

※ 詳しい申込方法等は、「中学校給食利用ガイド」を参照してください。